

## 議案第9号

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

杉並区営住宅条例（平成9年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項（）」を「第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第2項第8号イの規定は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号。以下「改正法」という。）による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「新法」という。）第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を新法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者が杉並区営住宅の使用の申込みをする場合について適用し、改正法による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「旧法」という。）第10条第1項（旧法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令（改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる保護命令の申立てに係る事件について旧法第10条第1項（旧法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令を含む。）の申立てを行った者が杉並区営住宅の使用の申込みをする場合については、なお従前の例による。

（提案理由）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

## 杉並区営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者 (次条第2項において「高齢者等」という。)にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係の相手方があることを要しない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(これらの規定を配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)</u>の規定により裁</p>	<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者 (次条第2項において「高齢者等」という。)にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係の相手方があることを要しない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>配偶者暴力防止等法第10条第1項(</u>  <u>_____配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)</u>の規定により裁</p>

判所がした命令の申立てを行った  
者で当該命令がその効力を生じた  
日から起算して5年を経過してい  
ないもの

3～5 略

判所がした命令の申立てを行った  
者で当該命令がその効力を生じた  
日から起算して5年を経過してい  
ないもの

3～5 略